

衆議院財務金融委員会ニュース

【第198回国会】平成31年2月19日（火）、第2回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 武部新君（自民）（理事田畑毅君昨18日委員辞任につきその補欠）

2 財政及び金融に関する件

- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、うえの財務副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行総裁 黒田東彦君

（質疑者）穴見陽一君（自民）、今枝宗一郎君（自民）、福田昭夫君（立憲）、末松義規君（立憲）、川内博史君（立憲）、緑川貴士君（国民）、前原誠司君（国民）、宮本徹君（共産）、丸山穂高君（維新）、野田佳彦君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

穴見陽一君（自民）

（1） 財政健全化

- ア 増大する社会保障関係費のコントロールについての見解
- イ 債務残高や社会保障費の対GDP比の上限範囲を財務省として示す必要性

（2） 消費税率2%引上げの影響を緩和するための今般の経済対策の妥当性

今枝宗一郎君（自民）

（1） 財務省の組織改革に向けた決意

（2） 外国資本による安全保障上重要な土地、企業、技術の買収について外国為替及び外国貿易法（外為法）の規制を強化する必要性

（3） 資金移動業の送金額の上限規制

- ア 今後の制度改正の方向性についての大臣の見解
- イ 100万円以下の資金移動に係る規制の在り方についての金融庁の見解

福田昭夫君（立憲）

（1） 日本経済の現状に対する認識

- ア 今後の見通し
- イ 日本銀行の「経済・物価情勢の展望」（2019年1月24日）に記載された経済及び物価の見通しについての下振れリスクに対する懸念
- ウ マネタリーベースの拡大についての大臣の認識

（2） 少子高齢化への対策

- ア 持続可能な全世代型社会保障制度の確立に向けた方策
- イ 「二〇四〇年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成30年5月21日経済財政諮問会議資料）で示されたGDP及び社会保障費の試算に係る議論の内容

（3） 消費税率の引上げ

- ア 影響及び対策
 - a 「経済への影響を十二分に乗り越える対策」の有効性の確認

- b 2020 年度末までに行うとされている 32 万人分の待機児童の保育の受皿整備等を前倒しして行う必要性
- c 政府の需要変動の平準化策は反動減の時期がずれるだけであるとの指摘に対する大臣の見解
- イ 財政健全化のため、今後更に消費税率を引き上げる考えの有無
- ウ 消費税の還付
 - a 税関で収納した消費税額と還付された消費税額がほぼ同額となっている理由
 - b 消費税率 10%時における平年度ベースの税込総額及び還付税額
 - c 付加価値税のない国への輸出品に対する還付の有無
- エ 消費税を納める最終消費者の具体例
- オ 消費税率が 15%となった場合の軽減税率制度における国民の負担軽減額
- カ 過去の消費税収の約 8 割が法人三税の減税によって消えているように見えることについての問題意識の有無
- キ 法人税の優遇により企業の内部留保が増える一方で、労働分配率が低下し続けていることに対する政府の認識
- ク 担税力のある法人企業に応分の負担を課すとともに、所得税、法人税及び消費税のバランスを考慮した税収構造とする必要性
- ケ 「消費増税がデフレを導くメカニズム」を示した図（藤井聡京都大学大学院教授著書）に対する大臣の所感

末松義規君（立憲）

- (1) 那覇空港の滑走路増設
 - ア 年間発着回数をわずか 11%増加させるために約 2000 億円もの国費をかけて第二滑走路を建設する理由
 - イ 第二滑走路建設に伴い旅客ターミナルを移設して発着回数を拡大させる必要性
 - ウ 政府は第二滑走路建設後の新しい運用計画によると安定的に離着陸可能な回数を年間 24 万回以上と見込んでいるとの報道の事実確認
- (2) 特別会計改革
 - ア 特別会計改革の進捗状況について大臣の認識
 - イ 空港整備勘定（旧社会資本整備事業特別会計）
 - a 空港整備勘定が自動車安全特別会計に属している理由
 - b 空港事業が整備から経営へと移行する中、行政事業レビューに「空港整備勘定への一般財源からの繰り入れについては、必要最小限、合理性のある範囲に留めるべき」との指摘が入れられた経緯及び財務省の認識
 - c 一般財源から空港整備勘定への繰り入れが平成 31 年度予算において前年度比約 100 億円増となった理由
 - d 空港整備勘定に含まれる国土強靱化策（3 年 7 兆）の財源
 - e 毎年剰余金が発生しているにもかかわらず一般会計から財源を手当てする理由
 - ウ 特別会計の剰余金を一般会計に繰り入れる必要性についての麻生大臣の見解

川内博史君（立憲）

- (1) 毎月勤労統計調査等の統計調査に関する問題
 - ア 2018 年 1 月の結果において、全数調査である事業所規模で段差が生じ、サンプル入れ換えの影響を受けたように見えることについて、総務省統計委員会事務局の担当者が厚生労働省に指摘した際の伝達方法及び同担当者が指摘事項に気付いた時期

- イ 統計委員会委員長が事務局担当者に当該統計調査の段差縮小の可能性について検討するように指示した時期
 - ウ 平成 27 年 10 月 16 日以前に、経済財政諮問会議で麻生大臣が統計制度について発言した事例の有無及び同発言を役所側からの進言ではなく自ら発言したかどうかの確認
 - エ 経済財政諮問会議の前に麻生大臣が出席した官邸での統計に関する会議の名称
- (2) 子どもの貧困
- ア OECD定義に基づく相対的貧困状態にある子どもの我が国における数
 - イ 就学援助を受けている子どもの数
 - ウ 生活保護受給世帯の子どもが相対的貧困に該当するか否かについての厚生労働省の見解
 - エ 相対的貧困の基準となる可処分所得が生活保護世帯の生活保護基準額を下回っていることについて、子どもの貧困を担当する内閣府及び厚生労働省の認識の有無
 - オ 相対的貧困状態にある子どもへの支援の重要性についての大臣の見解

緑川貴士君（国民）

- (1) 国の予算は7年連続で過去最高額を更新しており平成 31 年度予算案は財政再建を遠ざける無責任なものであるとの考えに対する大臣の見解
- (2) 内閣府の中長期の経済財政に関する試算
 - ア 過去の例を見ても成長実現ケースは実現が厳しく、経済成長率の下振れによって、国債発行増に追い込まれかねないとの考えに対する大臣の見解
 - イ プライマリーバランスの改善がベースラインケースでは緩やかにとどまることの是非
 - ウ 経済成長率の高低によらず、プライマリーバランス黒字化達成をベースラインケースでも可能とするような歳入歳出改革を徹底する必要性
- (3) 実質賃金の重要性についての大臣の認識（衆議院財務金融委員会、平成 26 年 2 月 26 日答弁）が現在も変わっていないことの確認
- (4) 賃金の上昇が物価に先行することで実質賃金の上昇や経済成長につながっていくとの考えに対する大臣の見解
- (5) 平成 27 年 10 月の経済財政諮問会議において大臣が統計の改善について発言した理由

前原誠司君（国民）

- (1) 消費税の事業者免税点制度
 - ア 免税事業者数
 - イ 業種別の免税事業者数
 - ウ いわゆる益税の額について政府の認識
 - エ 免税事業者がインボイス（適格請求書）を発行するための登録を受けられない理由
 - オ インボイスを発行できないことにより免税事業者が取引から排除される可能性についての大臣の認識
 - カ インボイス制度の導入に際して事業者免税点制度を存続した理由
- (2) 米国の長期金利の動向及び米国連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策における方針転換についての日銀総裁の認識
- (3) 米国が利下げを行った場合の日銀による追加緩和の政策余地
- (4) 日銀の金融政策において今後もETF（上場投資信託）の買入れを続けるメリットの有無

宮本徹君（共産）

- (1) スルガ銀行の不正融資問題
 - ア 2018年5月に発生したデート商法における不正融資事案
 - a 金融庁による事案の把握の有無
 - b 一般論として事案を把握した場合の金融庁の対応
 - イ 婚活サイトを使ったデート商法での集団訴訟
 - a 2014年2月頃に弁護士から金融庁に対する情報提供があったことの確認
 - b スルガ銀行による融資が大半を占めていたことを金融庁が把握していたことの確認
 - c スルガ銀行に対する当時の金融庁の対応
 - d スルガ銀行への立入検査の有無
 - ウ シェアハウス以外の投資用不動産向け融資に関して金融庁に寄せられた相談件数
 - エ 2011年の段階で不正融資に関する情報を認識していたにもかかわらず立入検査を実施しなかった理由
 - オ シェアハウス投資における不正融資
 - a 2015年の段階で悪質な不動産業者に関する情報を金融庁が把握していたことの確認
 - b aの情報を把握していたにもかかわらず早期の立入検査に踏み切らなかったことについて金融庁の内部調査を行う必要性
 - カ 不正に融資を受けた被害者に対する救済
 - a 金融庁としての取組状況
 - b 税務当局との相談内容
 - c 法整備を視野に入れて検討を行う必要性
- (2) スルガ銀行以外で融資関係書類の改ざんについて相談を受けた例の有無
- (3) 金融庁が銀行等を対象に実施した投資用不動産向け融資に関するアンケート調査
 - ア 調査の目的
 - イ アンケート調査によって問題のある融資姿勢や不正融資が発見されたかについての確認
 - ウ さらに実態把握の対象となった金融機関の数
 - エ 結果を公表する必要性
- (4) 日銀による異次元の金融緩和が地域金融機関による顧客の利益を無視した経営を招いているという考えに対する大臣の認識

丸山穂高君（維新）

ふるさと納税制度の見直し

- ア 返礼割合の基準を3割以下としている理由及び返礼割合の算定方法
- イ 地方団体が返礼品の調達に要した費用の具体的な内容
- ウ 返戻品としての地場産品
 - a 定義
 - b 地場産品と食品表示法における農産物の原産地との整合性
 - c 隣接市町村で生産された物品等が地場産品に該当する可能性
 - d 泉佐野市がふるさと納税の対象とした航空会社ピーチ・アビエーションのピーチポイントが本制度の地場産品に該当しない理由
 - e 対象となる地場産品は、役務提供については当該地方団体の区域内で提供が完結するサービスに限られることの確認
 - f 換金性は地場産品としての適格性の判断に影響しないことの確認
- エ ふるさと納税の対象となる地方団体の指定

- a 指定取消の手続内容
- b 本改正案施行（平成 31 年 6 月）前の地方自治体におけるふるさと納税の取組状況が施行後のふるさと納税の対象となる地方団体の指定に影響するおそれ
- c 指定を受けようとする地方団体からの申出書の記載内容
- d 指定の取消を受けた場合に寄附金控除の対象から外される時期
- e 指定の取消を受けた時期とクレジットや振込で決済したタイミングの違いによる寄附金控除適用の可否の判断基準
- f 指定の取消について国民に周知徹底する必要性

野田佳彦君（社保）

- (1) 毎月勤労統計調査等の統計調査に関する問題
 - ア 同問題への大臣の危機感及び取組に向けた決意
 - イ 法人企業統計調査での一部公表漏れが発生した理由及び再発防止に向けた取組
- (2) 大臣所信の発言内容
 - ア 企業部門の改善が家計部門まで浸透していないではないかとの意見に対する大臣の見解
 - イ 消費税の軽減税率制度が低所得者対策として実効性があるとする理由
 - ウ 消費税率の引上げに当たっての需要変動を平準化するための十分な支援策がバラマキに該当するとの批判に対する大臣の見解
 - エ 約 101 兆円規模の平成 31 年度予算が平成 30 年 11 月に財政制度等審議会が取りまとめた「平成 31 年度予算の編成等に関する建議」にある新しい時代の幕あけにふさわしい新年度予算という期待に込めていないとの意見に対する大臣の見解
 - オ 「新規国債発行額を安倍内閣発足以来 7 年連続で縮減」と平成 30 年度予算の補正後の新規国債発行額が平成 29 年度予算の発行額より増加していることとの整合性

3 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 3 号）

- ・麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
 - ・うへの財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- （質疑者）中山展宏君（自民）、神田憲次君（自民）

中山展宏君（自民）

- (1) 税制改正における E B P M（証拠に基づく政策立案）導入の必要性を踏まえた税制改正に当たっての統計問題の影響
- (2) 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化策
 - ア 「増収分をすべて使い切る」との表現の内容及び意図
 - イ 前回の消費税率引上げ時の経験を踏まえた住宅ローン控除の拡充等の内容
- (3) キャッシュレス決済とポイント還元
 - ア カードリーダー等の導入費用等に対する支援策
 - イ ポイント還元の仕組み
 - ウ ポイントの財産的価値の有無
 - エ 消費税率引上げ時においてキャッシュレス決済を推進する意義及び我が国において現金決済が偏重される理由
- (4) 経済の電子化に伴うデジタル課税のルール作りに向けた取組
- (5) 仮想通貨取引等に係る納税環境整備の必要性と本改正案における措置の内容

- (6) 消費税の軽減税率制度導入の意義
- (7) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置の内容及び同措置の早期周知の必要性
- (8) 老老相続の現状を踏まえた若年層や子育て世代への資産移転促進策

神田憲次君（自民）

- (1) 車体課税の見直し
 - ア 自動車ユーザーの負担軽減と地方における財源確保の重要性を踏まえた見直しの内容
 - イ 電気自動車の普及やライドシェアリング等の車の使用形態の変化を踏まえた自動車関係諸税の在り方
- (2) 事業承継税制
 - ア 中小企業向け事業承継税制
 - a 平成 30 年度の抜本的な拡充措置導入前後の利用実績
 - b 上記 a の拡充措置の適用関係
 - c 上記 a の拡充措置を平成 30 年度改正前の既存制度の利用者に対し例外的に適用する規定の有無
 - イ 個人事業者向け事業承継税制
 - a 創設による事業承継支援の内容
 - b 本制度の適用関係
 - c 土地、建物の対象資産の面積に上限を設けた理由
- (3) 中小企業向け税制改正
 - ア 中小企業における生産性向上のための見直しの内容
 - イ 中小企業における災害への対応力強化のための措置の内容